

感染症対応の中小企業向け融資を、無利子の新制度に移行します。 ～ 利子と信用保証料の負担をゼロとし、資金繰り支援をさらに強化 ～

都は、今年3月、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業向けの融資メニューを創設し、民間金融機関を通じた円滑な資金調達を支援しています。

現在実施している感染症対応の融資メニューについて、令和2年5月1日（金）から、順次、3年間無利子とする新制度に移行することとしましたので、お知らせします。

（1）新制度の内容

【対象となる融資メニュー】 ※融資メニューの詳細は、裏面をご覧ください。

- ① 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（以下「緊急融資」）・・・ 3月6日取扱開始
- ② 新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（以下「緊急借換」）・・・ 3月17日取扱開始
- ③ 危機対応融資 ・・・ 3月17日取扱開始
- ④ 感染症対応融資（全国制度） **新設** ・・・ 5月1日取扱開始

【新制度（無利子融資）の概要】

都が金融機関に利子相当額を補給する仕組みとするため、事業者の方には借入れ当初から、利子の支払い負担が発生しません。

- ・ 融資額1億円まで（上記①～④の融資メニューの合計） の利子全額を補給
- ・ 融資実行から3年間に支払う利子が対象

【その他の特徴】

- ・ 信用保証料は、引き続き全額補助
- ・ 「緊急融資」及び「緊急借換」について、据置期間を最長5年まで延長

（2）受付開始日

- ・ 令和2年5月1日（金）から、一部の取扱指定金融機関で受付開始します。
- ・ 順次拡大し、令和2年5月12日（火）までに、すべての取扱指定金融機関で受付開始します。

（3）既往融資の取扱い

（2）の受付開始日より前に、（1）①～③の融資メニューを利用した事業者の方は、新制度に借り換えることにより、借換え後の3年間、利子補給を受けることが可能です。

6月中を目途に、取扱指定金融機関から該当する事業者の方に、借換えのご連絡をします。

（4）融資申込み受付場所

東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合など）

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/uketsuke/>

（5）都の特別相談窓口

産業労働局金融部金融課（新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側）

電話 03-5320-4877（平日9時～17時。当面の間19時まで）

なお、5月2日（土）～6日（水・休）は、9時～17時の間、電話相談を受け付けます。

※ 融資メニューの詳細は、東京都産業労働局金融部のホームページをご覧ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/new/>

